

◆◆遺言で自社株を承継するときの留意事項◆◆

(司法書士法人 芝トラスト 司法書士 宮本 敏行)

Q. 社長に万一のことがあった場合に備え、会社の株式を全て後継者である長男に相続させる内容の遺言書を作成したいと思っています。そこで遺言書の作成にあたり、どのようなことに注意すべきなのでしょうか？

A. ポイントは、「遺言の方式」と「相続人の遺留分に留意すること」の2点です。

遺言には自分で書く自筆証書遺言もありますが、遺言は方式が厳格に定められており、それに違反するものは無効となることを考えると、公証人が作成に関与し、方式違反の可能性がない公正証書遺言を作成することをお勧めします。

遺留分は、兄弟姉妹以外の相続人、つまり妻や子に認められています。例えば、長男、長女、二男の3人が相続人の場合、各相続人の遺留分は相続財産の6分の1となります。

株式を全て後継者に相続させると、他の相続人の遺留分を侵害する場合も出てきます。相続した財産が遺留分に満たない相続人は、過大な相続を受けた相続人から財産を取り戻すことができますので、遺留分を主張されると株式が他の相続人へも分散してしまうリスクが生じます。

したがって、後継者以外の相続人の遺留分を侵害しないよう、遺言書の内容を検討する必要があります。

尚、事業承継円滑化法の“遺留分の特例”という方法については、極めて厳格な課題がありますのでここでは略します。

遺留分とは、相続人に最低限保障される取り分のこと！



本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：consulting@nasel.co.jp